

変更交付申請の金額について

追加交付を希望する場合は、変更交付申請額が補助金算定額を上回る（もしくは同額となる）必要があります。

参考例を以下に記載しておりますので、6月下旬に法人宛てに送付している「交付額一覧明細表」と併せてご確認ください。

(参考例) 岡山県介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）交付額一覧明細表（抜粋）

【追加交付可能額】

※ここが0円の法人は算定額を6月末に全て支払い済のため、変更交付申請の対象ではありません。

県管理番号	法人名	事業所番号	事業所名	サービス種別	補助金算定額(円)	交付申請額(円)	交付決定額 及び 6月末支払額(円)	補助金算定額と交付決定額の差額 ※10月に変更交付申請書を提出した場合の追加支払額(円)
1	岡山県庁	1111111111	デイサービスセンター岡山県	通所介護	100,000	50,000		
1	岡山県庁	1111111111	デイサービスセンター岡山県	通所型サービス(独自)	10,000	5,000		
1	岡山県庁	2222222222	グループホーム岡山県	認知症対応型共同生活介護	100,000	50,000		
1集計					210,000	105,000	105,000	105,000

6月末支払額

<例>

- 現時点では、6月末に交付申請額（105,000円）をお支払いしています。
- 追加交付を希望する場合は、変更交付申請額が補助金算定額（210,000円）を上回る（もしくは同額となる）必要があります。